明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二〇〇）　一

〔告　示〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件（**総務**三九六）　四

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（**同**三九七）　五

○学校環境衛生基準の一部を改正する件（**文部科学**一三八）　六

○労働安全衛生規則別表第九資格の欄に基づく厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**厚生労働**三九〇）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　六

裁判所

破産、免責、再生関係　八

特殊法人等

独立行政法人情報処理推進機構令和元事業年度財務諸表、令和二年度公害防止管理者等国家試験合格者、日本弁護士連合会公示送達関係　四

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係　三

会社その他

会社決算公告　四

会社決算公告　六

省令

○厚生労働省令第二百号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十二条第三項第三号（同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）、第八十八条第四項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久